

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：入交電設株式会社

業者の住所：山口県山口市今井町4-5

2 指名停止措置期間：令和5年3月9日から令和5年7月8日まで（4か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

入交電設株式会社は、当局発注の「防府北（4）構内配電線路等整備工事」及び「小月（4補）隊舎改修等電気工事」の入札において、落札決定を受けた後に契約締結を辞退し、国の業務執行を停滞させた。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため

指停止措置要領 付表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内